

第4次喬木村男女共同参画計画（案）

（2018（平成30）年度～2022年度）

テーマ

「人が輝き 未来につながる 美し郷 喬木
家庭から地域から 男女共同参画社会の実現を」

I 計画策定の趣旨

近年、わが国では、人口減少、少子高齢化、経済・社会のグローバル化、家族形態の多様化、未婚・非婚の増加など私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況の中、喬木村の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、村民一人ひとりが、その個性に応じた多様な能力を発揮できる社会を構築する必要があり、家庭や地域、職場などあらゆる場での男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっています。また、平成27年の女性活躍推進法の制定で、様々な分野での女性の活躍への期待が高まっています。

喬木村では、女性の地位と福祉の向上をはじめとする男女共同参画社会の形成に向けて平成12年に「たかぎ女性プラン」を策定し各種施策を展開してきており、引き続き男女共同参画社会の実現を目指し、多様化する課題に対応するため、新たな「喬木村男女共同参画計画」を策定します。

II 計画の位置付け

この計画は、喬木村における男女共同参画を具体的に推進するための計画で、次の性格を併せ持つものです。

- ◇「男女共同参画基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」
- ◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」
- ◇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に規定される「市町村推進計画」（女性の職業生活における活躍に関する事項については、「IV計画の内容」中の該当する項目等に「【女性活躍推進】」と表示しています。）
- ◇「第5次喬木村総合計画」を上位計画とする部門別計画

また、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び長野県の「第4次長野県男女共同参画計画」に配慮しています。

なお、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）に「目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」と定められており、この計画の推進を通じて目標の達成を目指します。

III 計画の期間

2018（平成30）年度～2022年度（5年間）

IV 計画策定の背景

1 世界の動き

国際連合は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」として提唱、国際婦人年世界会議を開催し、女性の地位向上のための「世界行動計画」を採択しました。

昭和 54（1979）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が国連総会で採択されました。

昭和 60（1985）年には、世界女性会議がナイロビで開催され、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成 7（1995）年には、北京で開かれた世界女性会議で、女性及び少女のあらゆる人権を促進し保護するなどの決意を示した「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

平成 12（2000）年には、国連特別総会「女性 2000 年会議」で、男性も共に責任を分かち合うことなどを盛り込んだ「政治宣言」が採択され、さらに平成 17（2005）年の第 49 回国連婦人の地位委員会では、北京宣言、行動要領、女性 2000 年会議成果文書を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める内容の宣言が採択されました。

平成 27（2015）年には、第 70 回国連総会で、ジェンダー平等を達成しすべての女性及び女兒の能力強化を行うなどの「持続可能な開発目標（SDGs）^{エスディージーズ}」を掲げた「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。また、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するグローバル・リーダーズ会合では、女性の活躍推進の分野で日本が世界をリードしていく決意について声明を発しました。

2 国の動き

昭和 50（1975）年の「世界行動計画」を受けて「婦人問題企画推進本部」が総理府内に設置され、昭和 52（1977）年に「国内行動計画」が策定されました。

昭和 60（1985）年には、国籍法の改正や男女雇用機会均等法などの法整備が行われ、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

平成 6（1994）年には、総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」が設置され、平成 8（1996）年には、男女共同参画社会の形成を促進するため「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

平成 11（1999）年に、男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 13（2001）年に、内閣府に「男女共同参画局」が設置され推進体制が強化されました。また、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため「配偶者暴力防止法（DV防止法）」が制定されました。

平成 17（2005）年には、「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定され、指導的地位に占める女性の割合が少なくとも 30%程度になるよう期待し取組を推進することや、一旦家庭に入った女性の再チャレンジ支援策の充実などが盛り込まれました。

平成 19（2007）年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「男女雇用機会均等対策基本方針」などが策定されました。

平成 22（2010）年には、「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定され、成果目標や「男性、

子どもにとっての男女共同参画」などの重点分野が設けられました。

平成 26 (2014) 年に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、人口減少と地域経済縮小の克服のため、働き方改革や子育て支援の充実などが盛り込まれました。

平成 27 (2015) 年に、女性が職業生活でその希望に応じて、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性活躍推進法」が制定され、同年「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、男性中心型労働慣行等の変革や女性に対する暴力の根絶に向けた取組の強化などが改めて強調されました。

3 長野県の動き

昭和 52 (1977) 年、社会部労政課に「福祉婦人係」を設置。その後、「婦人室」「女性課」を経て、平成 13 年に「男女共同参画課」と改称されました。また、昭和 59 (1984) 年には、岡谷市に「長野県婦人総合センター」（「長野県男女共同参画センター」に改称）を設置し、男女共同参画に関する情報収集と発信、研修、相談等の拠点施設として活動しています。平成 8 (1996) 年からは全市町村に地域女性コミュニケーターを委嘱して、地域の女性問題の解決や男女共同参画の推進に取り組んでいます。平成 14 (2002) 年には、「男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

- ・ 第 1 次長野県婦人行動計画（昭和 55 年度～60 年度）
- ・ 第 2 次新長野県婦人行動計画（昭和 61 年度～平成 2 年度）
- ・ 第 3 次さわやか信州女性プラン（平成 3 年度～7 年度）
- ・ 第 4 次信州女性プラン 21（平成 8 年度～12 年度）
- ・ 第 5 次パートナーシップながの 21（平成 13 年度～17 年度）
- ・ 第 2 次長野県男女共同参画計画（平成 19 年度～22 年度）
- ・ 第 3 次長野県男女共同参画計画（平成 23 年度～27 年度）
- ・ 第 4 次長野県男女共同参画計画（2016（平成 28）年度～2020 年度）

4 喬木村の動き

平成 9 (1997) 年 10 月、南信地区女性問題地域集会在喬木村で開催されたのを契機に、地域女性コミュニケーターを中心に喬木村でも女性プランをとという気運が高まりました。平成 10 (1998) 年には女性プラン策定検討委員を委嘱して、講演会や学習会、アンケート調査などを実施しました。平成 11 (1999) 年には女性プラン策定委員会を組織し、平成 12 (2000) 年 3 月たかぎ女性プランを策定しました。さらに、男女共同参画という考え方のもと、平成 14 (2002) 年には喬木村男女共同参画計画策定委員会を設置して計画を策定しました。

平成 17 (2005) 年に喬木村男女共同参画推進委員会を設置して講演会等を行い、平成 20 (2008) 年に第 2 次計画、平成 25 (2013) 年に第 3 次計画を策定しました。

- ・ 喬木女性プラン（平成 13 年度～14 年度）
- ・ 第 1 次喬木村男女共同参画計画（平成 15 年度～19 年度）
- ・ 第 2 次喬木村男女共同参画計画（平成 20 年度～24 年度）
- ・ 第 3 次喬木村男女共同参画計画（平成 25 年度～29 年度）

V 基本的な考え

1 基本理念

憲法には個人の尊重、法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けいろいろな施策が行われてきましたが、物事を決める場に女性が加われなかったり、男女間の不平等を感じたりすることもまだまだ多くあります。喬木村出身の児童文学作家・椋鳩十はその作品の中で、小さいものや弱いものに対して温かいまなざしを注ぎ、人間や動物をとおして相手を思いやる心を持つことの大切さを教えてくれています。

男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別による固定的な役割分担にとらわれずに、学校で、家庭で、地域で、職場で、それぞれの個性と能力を発揮できるような社会（男女共同参画社会）の実現を目ざします。

2 基本的視点

男女が対等なパートナーとして、経済的、精神的、生活的に自立し、性別にとらわれずに参画し、ともに責任を担う社会づくり

3 基本目標

4つの柱

- 1 男女が互いに支えあう、意識づくり
- 2 あらゆる分野に参画できる、環境づくり
- 3 共に自立し健やかで安心できる、地域づくり
- 4 人権の尊重と暴力のない、社会づくり

4 男女共同参画社会のすがた

- ・女性だけでなく、男性も積極的に家事・育児・介護をし、喜びも責任も分かち合います。
- ・互いの性と個性が尊重され、女らしさ・男らしさにとらわれず、自立心が育まれています。
- ・昇進・賃金などで男女格差が解消され、個性能力意欲が十分に発揮できています。
- ・地域の人たちの支援や、多様なサービスを受けながら、女性も男性も共に関わり家庭で協力しあっています。
- ・高齢者家庭や一人暮らしになっても安心して暮らしています。
- ・性別・年齢にとらわれず、企画や方針決定に関わり、豊かで住み良い地域づくりに貢献しています。
- ・子育ては女性の役割といった固定観念が解消され、男性も対等に関わって子育ての喜びと責任を共有しています。

VI 計画の内容

1 男女が互いに支えあう、意識づくり

施策の方向	具体的施策	取組内容
(1) 男女共同参画に向けた啓発活動の推進 【女性活躍推進】	<ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる機会をとらえて、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識を深めるための意識啓発を、関係団体と一体となって進めます。 ○家庭や地域の慣習・しきたりの背景にある固定的な性別役割分担意識を解消するため、意識改革の取組を進めます。 ○女性の職業生活における活躍を推進するため、情報の収集、提供及び啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎意識啓発用のリーフレットを作成し、全家庭への意識啓発活動を行います。 ◎いちごチャンネル、情報誌たかぎ等の広報媒体を活用して意識啓発活動を行います。 ◎男女共同参画に関する講演会等を開催し、意識啓発活動を行います。 ◎学遊館事業等で男性が参加できるイベントを増やし、子育て参加を推進します。 ◎女性の活躍推進に資する情報を収集し、広く発信していきます。
(2) 一人ひとりが自立の意識を持てるように、家庭・学校・地域社会での教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児期から男女共同参画意識を育むことができるように、男女共同参画に関する教育を推進していきます。 ○男女共同参画の視点に立った家庭教育や地域における学習活動を促進するために、各種講座の開催や地域における学習会等への支援を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎保育園や小・中学校において男女共同参画に関する教育を推進します。 ◎ワーク・ライフ・バランス等の情報を収集し、啓発します。
(3) 国際社会に目を向けて、世界の一員としての活動への取組	<ul style="list-style-type: none"> ○村内に在住する外国人との交流や行政・民間の様々な国際交流を通じて、世界の文化についての理解を深めるとともに、女性問題や男女共同参画への意識を醸成していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎A L T（外国語指導助手）による国際理解のための講座を開催します。

2 あらゆる分野に参画できる、環境づくり

施策の方向	具体的施策	取組内容
(1) 計画段階からの女性の積極的な社会参画への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○村の各種審議会や委員会について、女性委員の登用を一層進めます。 ○職場における採用、配置、昇進、職務内容等について男女平等を徹底し、女性の職域を一層拡大していくとともに、管理・監督者への女性の登用を促進します。 ○自治会やP T A、各種団体等におい 	<ul style="list-style-type: none"> ◎審議会等における委員の選任のあり方の見直しと、女性委員の参画を促進します。 ◎職場における不平等な慣行等の見直しと、研修を行います。 ◎自治会の区長や企業経営者等を対象とした研修会等を開催します。 ◎地域社会における各種団体等の委員

	て、方針等の企画・決定の場に女性と男性が共に参画できるような仕組みづくりを促進します。	の選出が慣習等にとらわれず、男女の別なく選出されるよう啓発します。
(2) 男女が共に職業、家庭、地域生活を両立できるような環境の整備【女性活躍推進】	<ul style="list-style-type: none"> ○男女が職業における責任と家族の一員としての責任を果たしながら仕事を継続することができるようにするための多様な働き方が選択できる就業条件の整備を促進します。 ○女性の経済的地位の向上と、就業条件の整備を図るため家族経営協定等によるルールづくりの必要性など、男女が共に対等なパートナーとして個性と能力が発揮できる環境整備に努めます。 ○女性が経営に積極的かつ主体的に参画できるよう、技術や経営管理能力の向上を図るための研修会や学習会を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、労働契約法等各種法制度の周知・徹底を促進します。 ◎男女が経営に参画できるよう、家族経営協定の締結を促進します。 ◎女性団体連絡協議会等の女性の活動を支援します。
(3) 女性の家庭と仕事の両立支援【女性活躍推進】	<ul style="list-style-type: none"> ○固定的な性別役割分担意識の解消や働き方の見直し等により、男性が家庭生活に一層関わることができるよう環境づくりを推進します。 ○男女が共に子育てに責任を持つ必要性についての意識啓発を行うとともに、安心して子どもを産み育てることができるようにするため、多様なニーズに応じた子育て支援を実施します。 ○男女が共に介護を担っていく必要性について意識啓発を行うとともに、介護休業を取りやすい環境を整備していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎育児・介護休業法の普及・啓発を推進します。 ◎男性がより家庭生活に関わることができるよう、料理教室等を開催します。 ◎多様な働き方に応じた保育ニーズに対応するため、一時保育、未満児保育、延長保育、学童保育等の子育て支援事業を推進します。

3 共に自立し健やかで安心できる、地域づくり

施策の方向	具体的施策	取組内容
(1) 高齢者や障がい者の生きがいがづくり・社会参加の促進	○高齢者や障がい者が、その意欲や能力に応じて、働き、楽しみ、地域社会に貢献するなど社会との関わりを持続けるとともに、社会を支える重要な一員として充実した生活を過ごすことができるよう、	<ul style="list-style-type: none"> ◎楽遊塾等、生涯学習活動を推進します。 ◎高齢者クラブ等が行う生きがいと健康づくり活動を支援します。

	生きがいづくりや社会参加を促進します。	
(2) 高齢者や障がい者が安心して生活できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がい者が、それぞれの知識や経験を生かして、共に意見を出し合い責任を担って、ボランティア活動、公民館活動、自治会活動等の様々な活動に参加できるよう環境整備を進めます。 ○高齢者や障がい者とその家族を社会全体で支えるため、福祉サービスの充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ボランティアセンターを中心に有償・無償を問わずボランティア登録者が増えるよう、介護や障がい理解のための学習会等を開催します。 ◎地域におけるサロンなどのボランティア活動を推進します。 ◎介護保険事業や障害者自立支援事業などの福祉サービスの充実を図ります。
(3) 男女の生涯にわたる健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯にわたり心身ともに健康であることは、すべての人の願いです。また、女性は固有の母性機能を持っていると同時に、次代を担う子どもを産み育てるという重要な社会的機能を担っています。男女がお互いの身体的特徴を理解し、共に健康で過ごすことができるよう健康づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎子どもの発達段階にあわせた性差に関する正しい認識に関する教育を幼少期から進めます。 ◎母性の重要性を認識してもらうため、母親学級などの学習機会の提供と意識啓発に努めます。 ◎健やかな暮らしができるよう疾病の予防、健康増進に努めます。

4 人権の尊重と暴力のない、社会づくり

施策の方向	具体的施策	取組内容
(1) 人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ○環境や制度上の改善、整備にとどまらず、お互いの人権を尊重しあうことができる社会が求められています。幼い頃から人権の尊重の意識を高めていくとともに、人権尊重の視点から、男女それぞれに対する差別や偏見を解消していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎広報や学習、教育などを通じて、人権尊重の意識を啓発します。 ◎保育園や小・中学校において人権の尊重に関する教育を推進します。
(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ○暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。DV、性犯罪、ストーカー行為等の暴力を根絶するために、それが絶対に許されないものであるとの認識を徹底させます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎暴力を発見したときの通報先や相談先の周知のほか、女性に対する暴力防止のための啓発を行います。 ◎子どもたちが性の被害者にも加害者にもならないよう、地域や学校における性被害防止教育を推進します。 ◎地域や近所からの情報提供により暴力行為の早期発見につなげられるよう、地域や近所での気配りについて、通報先や相談先とあわせて啓発します。

		<p>◎女性に対するどのような暴力もゆるさない環境づくりを進めるため、関係機関と連携して厳正かつ適切な処理、被害にあった方の救済に取り組みます。</p> <p>◎いちごチャンネル、情報誌たかぎ等により、マタニティハラスメント、パワーハラスメント等の各種ハラスメント防止の意識啓発を行います。また、女性に限らず男性や子どもが被害者となるケースもあることも周知します。</p>
--	--	--

Ⅶ 計画の推進

1 推進体制の充実

① 喬木村男女共同参画推進本部の設置

村のあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、男女共同参画社会の実現をしていくため、行政組織内に喬木村男女共同参画推進本部を設置します。

② 喬木村男女共同参画推進委員会の設置

各分野の代表からなる「喬木村男女共同参画推進委員会」を設置し、村民の意見を反映させながら推進していきます。

2 関係機関、団体、企業等との連携

男女共同参画社会の実現をめざすために、関係機関、団体、企業等がそれぞれの立場で積極的に取り組むことが必要です。このため、関係機関、団体、企業等との連携、協力体制を充実するとともに、男女共同参画社会づくりに向けたグループ、団体等の活動やネットワークづくりを促進します。

3 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、常にその成果と課題を客観的に評価することが重要です。このため、この計画の基本目標に沿った男女共同参画の指標となるべき事項を継続的に調査・公表するとともに、計画に従い実施した関係施策の結果をとりまとめ、公表し、村民の皆さんのご意見をお聞きしながら透明性と客観性のある進行管理に努めます。

また、数値に表れない男女間の助け合いや理解も重要なため、アンケート等を通じて実態を把握し推進に活かします。

男女共同参画推進の指標

1 村民意識調査の満足度調査の結果

	現状値 (2017年)	目標値 (2022年)
① 男女共同参画の地域づくりができていると答える人の割合	80.6%	90%

2 審議会等に占める女性委員の割合

① 議会、地域に関する役職・役員	総数		割合		女性数		割合		女性数		H29からの増加数
	総数	割合	割合	女性数	割合	女性数	割合	女性数	H29からの増加数		
1 村議会議員	12	8.3%	25%	1	3	+2					
2 民生児童委員	18	50.0%	50%	9	9	-					
3 人権擁護委員	3	33.3%	33%	1	1	-					
4 小・中学校PTA	9	33.3%	33%	3	3	-					
5 区・自治会	103	1.0%	29%	1	30	+29					
6 役場管理職 (課長級)	8	12.5%	25%	1	2	+1					
7 社会福祉協議会 (理事・評議員)	30	23.3%	33%	7	10	+3					
計	183	12.6%	32%	23	58	+35					

② 法律、政令又は条例により設置されている審議会等における女性委員の状況

1 市町村防災会議	22	9.1%	2	36%	8	+6
2 民生委員推薦会	9	22.2%	2	33%	3	+1
3 国民健康保険運営協議会	9	0%	0	44%	4	+4
4 公民館運営審議会	9	33.3%	3	33%	3	-
5 社会教育委員会	9	33.3%	3	33%	3	-
6 図書館運営協議会	9	33.3%	3	33%	3	-
7 文化財保護委員会	5	0%	0	40%	2	+2
8 市町村国民保護協議会	24	8.3%	2	29%	7	+5
9 総合計画審議会	22	13.6%	3	27%	6	+3
10 個人情報保護審査会	5	0%	0	20%	1	+1
11 特別職報酬等審議会	10	20.0%	2	30%	3	+1
12 消防委員会	6	0%	0	33%	2	+2
13 保育所運営審議会	11	18.2%	2	36%	4	+2
14 男女共同参画推進委員会	14	50.0%	7	50%	7	-
計	164	17.7%	29	34%	56	+27

③ 地方自治法 (第180条の5) に基づく委員会等の女性の登用

1 教育委員会	5	40.0%	2	40%	2	-
2 選挙管理委員会	4	0%	0	25%	1	+1
3 監査委員	2	0%	0	0%	0	-
4 農業委員会	15	6.7%	1	27%	4	+3
5 固定資産評価審査委員会	3	0%	0	33%	1	+1
6 スポーツ推進委員	8	25.0%	2	38%	3	+1
計	37	13.5%	5	30%	11	+6

各構成委員の3割を目指す

指標値 (②と③の計)	201	16.9%	34	33%	67	+124
-------------	-----	-------	----	-----	----	------